

次世代ナノ統合シミュレーションソフトウェア管理・PAL利用規程

第1章 総 則

第1条 (目的)

本管理規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所（以下、「分子研」という。）、国立大学法人名古屋大学（以下、「名大」という。）、国立大学法人東京大学（以下、「東大」という。）、国立大学法人東北大学（以下、「東北大」という。）、国立大学法人京都大学（以下、「京大」という。）、独立行政法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の各機関が文部科学省から研究委託（以下、各機関と文部科学省が締結した委託契約を「原契約」、及びその委託契約書を「原契約書」という。）を受けた「文部科学省「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」プロジェクト・次世代ナノ統合シミュレーションソフトウェアの研究開発」（以下、「本プロジェクト」という。）に参加する参加機関が本プロジェクトにおいて構築する「次世代ナノ統合シミュレーションソフトウェア」（以下、「統合ソフトウェア」という。）に対する管理及び公開の取り扱いについて定め、その公正な取り扱いを保証し、もって研究の促進と研究成果の普及、有効利用を図ることを目的とする。

第2条 (定義)

1. 本管理規程において、「参加機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 分子研及び分子研と「次世代ナノ統合シミュレーションソフトウェアの研究開発」に係る研究共同実施契約書を締結した機関。
 - (2) 名大及び名大と「次世代ナノ統合シミュレーションソフトウェアの研究開発」に係る研究共同実施契約書を締結した機関。
 - (3) 東大及び東大と「次世代ナノ統合シミュレーションソフトウェアの研究開発」に係る研究共同実施契約書を締結した機関。
 - (4) 東北大及び東北大と「次世代ナノ統合シミュレーションソフトウェアの研究開発」に係る研究共同実施契約書を締結した機関。
 - (5) 京大及び京大と「次世代ナノ統合シミュレーションソフトウェアの研究開発」に係る研究共同実施契約書を締結した機関。
 - (6) 産総研及び産総研と「次世代ナノ統合シミュレーションソフトウェアの研究開発」に係る研究共同実施契約書を締結した機関。
2. 本管理規程において、「管理局」とは「次世代ナノ統合シミュレーションソフトウェアの研究開発」拠点長をいう。但し、2012年4月1日以降については、統合ソフトウェアの管理を承継した組織（組織ではなくプロジェクトが統合ソフトウェアの管理を承継した場合にはプロジェクトの責任者）が「管理局」となるものとする。
3. 本管理規程において、「運営委員会」とは「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用プロジェクト・次世代ナノ統合シミュレーションソフトウェアの研究開発運営委員会規程」で規定された運営委員会をいう。但し、2012年4月1日以降については、統合ソフトウェアの管理を承継した新しい「管理局」が任命する運営委員会（組織ではなくプロジェクトが「管理局」として統合ソフトウェアの管理を承継した場合にはプロジェクトの責任者が任命する運営委員会）が本規程上の「運営委員会」の地位を承継するものとする。
4. 本管理規程において、「分担研究」とは、本プロジェクト中での、統合ソフトウェアを構成する各プログラムについての研究開発活動を指すものとする。
5. 参加機関に所属する研究者であって分担研究のリーダーとなる者を「分担研究代表者」といい、その他の分担研究の従事者を「分担研究協力者」という。分担研究協力者は原則として参加機関に所属する研究者とするが、分担研究代表者が分担研究の遂行のためにその協力を仰ぐ必要があると認められた者については、参加機関に所属

していない場合であっても分担研究代表者の責任と監督の下に、分担研究協力者として分担研究に従事させることができるものとする。分担研究代表者と分担研究協力者を総称して「研究者」という。

6. 本管理規程において、秘密情報を開示した研究者又はPAL利用者を「開示当事者」といい、開示当事者の帰属する組織、機関を「開示機関」という。また、秘密情報を受領した研究者又はPAL利用者を「受領当事者」といい、受領当事者の帰属する組織、機関を「受領機関」という。
7. 本管理規程において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利。
 - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利。
 - (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物及び他の著作物に係わる著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利。
 - (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）に規定するコンテンツで原契約において制作を委託するコンテンツの著作権。
 - (5) 前4号に掲げる権利の対象とならない非公知の技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、情報の提供者と受領者が協議の上、特に指定するもの（以下、「ノウハウ」という。）を使用する権利。
8. 本管理規程において、「プログラム」とは統合ソフトウェアを構成する各プログラムであって、本プロジェクトにおいて研究され開発されるもの（既存のプログラムの改良を含む）をいう。
9. 本管理規程において、「著作権管理者」とは、各プログラムにつき一定の使用許諾権限を有する者であって、当該プログラムについての「『次世代ナノ統合シミュレーションソフトウェアの研究開発』で開発及び作成されているプログラムの著作権に関する申告・同意書」（以下、「申告・同意書」という。）において「著作権管理者」として定義された者または同等の確認を行った者を指すものとする。また、「共同著作」とは、プログラムの共同著作者をいうものとする。なお原則として、分担研究代表者が当該分担研究にかかるプログラムについての著作権管理者となるものとする。但し、共同著作者が別段の合意をした場合、また別に著作権管理者が存在する場合にはその限りではない。
10. 本管理規程において、「PAL利用者」とは、本管理規程に同意の上で、統合ソフトウェアを公開するポータル(以下「PAL」という)にてユーザ登録を行った者とする。なお、組織に所属する個人が、当該組織における業務に関連して統合ソフトウェア及びプログラムを利用するためにPALにユーザ登録を行う場合には、当該組織も本管理規程に定める秘密保持に関する義務を負うことに同意を得た上で登録を行うものとする。

第2章 秘密情報等の開示と秘密保持

第3条 (秘密情報の秘密保持)

1. 本管理規程において秘密情報とは、統合ソフトウェア構築の過程またはその利用に関して開示当事者から以下の各号の方法で開示されるすべての情報とする。
 - (1) 秘密である旨の表示をした書面で開示する方法。
 - (2) 秘密である旨を明示して口頭またはデモンストレーション等により開示する方法であって、且つ開示後10日以内に開示した情報を書面にて提示する方法。
 - (3) 本目的のために開催される会議等で秘密である旨を明示して口頭または書面により開示し、且つその内容及び秘密である旨を議事録に記載する方法。
2. 受領当事者及び受領機関は、前項の秘密情報について事前に当該開示当事者から承諾を得た場合を除き、本プロジェクトの遂行のために秘密情報を知る必要のある受領当事者の所属する機関の役員、研究員、その他の従業員以外には開示または漏洩してはならないものとする。但し、以下に該当するものについては、この限りでない。
 - (1) 開示当事者より開示された時点ですでに受領当事者又は受領機関が自ら知得していたもの。
 - (2) 開示当事者より開示された時点ですでに公知となっていたもの。
 - (3) 開示当事者より開示された後に、受領当事者又は受領機関の責めによらずにして公知となったもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を有することなく、適法に取得したもの。
 - (5) 開示当事者より開示された情報によらずして、受領当事者又は受領機関が独自に開発したもの。
3. 本条の義務の存続期間中に、受領当事者又は受領機関が本プロジェクトに関わる成果の公表のために秘密情報を含む内容を公表しようとする場合には、事前に開示当事者から書面による承認を得るものとする。
4. 法令により秘密情報の開示を強制された場合には、法令上可能な範囲内で秘密を保持するための措置を講じたうえで、受領当事者又は受領機関は、当該秘密情報を第三者に開示、提供できるものとする。
5. 本条第2項にかかわらず、受領当事者及び受領機関は、統合ソフトウェア構築のために必要とする範囲で、第12条に定める協力機関に対し秘密情報を開示することができる。但し、この場合、受領当事者及び受領機関は、当該協力機関に対して本条、第4条及び第5条に定める秘密保持に関する義務と同等の義務を負わせるものとする。
6. 本条に定める受領当事者及び受領機関の義務は、各秘密情報につき、当該秘密情報の開示後5年間存続するものとする。

第4条 (秘密資料の管理)

1. 受領当事者及び受領機関は、秘密情報の開示のために開示当事者から受領した秘密である旨の表示をした資料（電子メール等、ネットワークを介して受信した電子データやこれをプリントアウトの形で有形的に固定したものを含む）及びこれらの複製（以下「秘密資料」という）を善良なる管理者の注意をもって秘密として保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供、閲覧等させないものとする。
2. 受領当事者は、必要な範囲で秘密資料を複製できるものとする。
3. 法令により秘密資料の開示を強制された場合には、法令上可能な範囲内で秘密を保持するための措置を講じたうえで、受領当事者又は受領機関は、当該秘密資料を第三者に開示、提供できるものとする。
4. 本条第2項にかかわらず、受領当事者及び受領機関は、統合ソフトウェア構築のために必要とする範囲で、第12条に定める協力機関に対し秘密資料を提供し、又は

閲覧させることができる。但し、この場合、受領当事者及び受領機関は、当該協力機関に対して第3条、本条及び第5条に定める秘密保持に関する義務と同等の義務を負わせるものとする。

5. 本条に定める受領当事者及び受領機関の義務は、各秘密資料につき、当該秘密資料の受領後5年間存続するものとする。

第5条 （秘密資料の返却）

受領当事者及び受領機関は、開示当事者から要求があった時にはいつでも、本プロジェクトの目的で受領した秘密資料（第4条第2項に基づいて作成した複製を含む）を相手方に返却、または破棄もしくは消去するものとする。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、第4条に定める秘密情報に関する秘密保持義務は、同条第5項に定める期間中、有効に存続するものとする。本条の義務は、当該秘密資料の受領後5年間存続するものとする。

第6条 （開示される情報の誤り等についての免責責任）

当事者間で別段の合意がなされた場合を除き、本プロジェクトの目的で開示される情報（PAL上で提供される情報やプログラムに関する情報を含む）に誤りや瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示または黙示の保証をしないものとする。

第7条 （損害賠償等）

受領当事者は、自己の責めに帰すべき事由により秘密情報を漏洩した場合には、開示当事者に対する損害賠償責任を負い、秘密資料の回収等の適切な処置を講ずるとともに、秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

第3章 統合ソフトウェアの管理

第8条 （統合ソフトウェアを構成するプログラムの取扱い）

1. 著作権管理者は、統合ソフトウェアを構成する各プログラムをPALに登録する際には、「文部科学省 最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用プロジェクト・次世代ナノ統合シミュレーションソフトウェアの研究開発」において作成されたものであることをプログラム内に明記する。
2. 各プログラムは、各著作権管理者の判断によりバイナリ形式、ソースコード形式、あるいはその他各著作権管理者が定める形式で提供される。また提供の対価は無償とするものとし、提供の範囲は、プログラム使用許諾契約書またはこれに相当するものに指定する範囲とするものとする。共同著作権者の一覧並びに各プログラムの名称、機能等の概要及び当該プログラムにかかる著作権以外の知的財産権（もしあれば）は、各著作権管理者がPAL内の各プログラムのページ及びソースコードに記載するものとし、且つこれらの記載事項に変更があれば著作権管理者が記載内容の更新を行なうものとする。

第9条 （統合ソフトウェアの管理）

1. 管理局は「運営委員会」と協議の上で統合ソフトウェアの管理を行うものとする。
2. 管理局は、統合ソフトウェアの提供環境としてPALを運営する。また、管理局は、広報・宣伝のため、PAL利用者がアクセス可能なPAL上のウェブページで公開された情報を当該情報の提供者の個別の許可なく複製配布し又は公衆送信することができる。
3. 統合ソフトウェアの構成及び登録される各プログラムの採否など統合ソフトウェアに関わるすべての事項は、管理局が決定する。管理局は2012年4月1日以降、定期的に各プログラムの著作権管理者と登録されたメールアドレスで連絡が取れることを

確認する。また、公開後4年を経過する時点の3ヶ月前までに、著作権管理者は管理局に書面で連絡することにより、公開後4年経過後以降についてPALでの公開を終了することができる。著作権管理者から終了の連絡がない場合は、そのプログラムの公開は、1年自動継続される。その後もその公開期間終了の3ヶ月前までに連絡がない場合は、1年毎自動継続される。

4. 統合ソフトウェアの各プログラムの提供条件に関しては、各プログラムの著作権管理者が、プログラム使用許諾契約書またはこれに相当するもので規定する。また、著作権管理者は、自らが交替する場合や、メールアドレスを変更する場合は、速やかに管理局に連絡するとともに、PAL上での移行手続きを行う。
5. 管理局、参加機関、研究者及び各著作権管理者は、統合ソフトウェア及び各プログラム並びにその使用から生じるいかなる損害（統合ソフトウェア及び各プログラムの瑕疵についての損害、事業利益の喪失、事業の中断、事業情報の喪失、その他の金銭的損失についての損害を含むが、これらに限定されない）に関して、一切責任を負わない。

第10条（統合ソフトウェアのメンテナンス）

統合ソフトウェアを構成する各プログラムについてのメンテナンス、改良等は、当該プログラムの著作権管理者が担当する。各著作権管理者は、PALに登録したプログラムの改良バージョンが完成した場合には原則としてPALに登録するよう務めるものとし、また管理局の要請がある場合には当該著作権管理者がPALに登録したプログラムにつき必要なメンテナンスや改変を行うように努める。

第11条（各著作権管理者の知的財産権）

各プログラムの知的財産権は、本規則に明示的に定められている権利義務による制約を除き、本管理規程により一切制約されないものとする。

また、PAL利用者が著作権管理者との間で、プログラム使用許諾契約を締結した後は、当該プログラムの利用等に関しては、プログラム使用許諾契約が本規定に優先する。

第4章 補 則

第12条（協力機関の本プロジェクトへの参加）

参加機関のいずれも、参加機関以外の機関（以下、この作業に携わる機関を「協力機関」という）を、本プロジェクトの遂行のためその作業の一部を協力機関に請け負わせる場合は、当該作業の過程で得られる成果についての知的財産権のうち統合ソフトウェアに関するもの一切を自己に帰属させる。

第13条（本プロジェクト終了後の措置）

本管理規程は、本プロジェクトの終了後も、PALの運営が継続する限り有効に存続する。

第14条（本管理規程の改訂）

本管理規程は、管理局が運営委員会と協議の上で随時必要に応じて改訂することができるものとする。

*付則： 本管理規程は、管理局が「運営委員会」に諮り承認を得て発効する。参加機関はこれを承諾の上で本管理規程に基づく「次世代ナノ統合シミュレーションソフトウェア」の管理及び公開に参加する。

平成24年2月29日発効